

第18 急速充電設備（第11条の2）

本条は、電気自動車等に短時間で充電を行う急速充電設備について、使用者の安全を確保するために、使用の際の電気事故及び電気火災を予防するのに必要な事項を規定したものである。本条の適用を受ける「急速充電設備」とは、電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等に充電する設備で、そのうち全出力が20kW以下のものについては規制の対象外とする。

1 第1項第1号

消防長が認める延焼を防止するための措置とは、次のすべてに適合するものとする。

- (ア) 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼で2.0mm以上、又は鋼板で2.3mm以上であること。
- (イ) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- (ウ) 蓄電池設備が内蔵されていないこと。
- (エ) 太陽光発電設備が接続されていないこと。
- (オ) 筐体の体積1 m³に対する内蔵可燃物量が約122kg/m³以下であること。

2 第1項第2号

「筐体」とは、機械、電気機器を中に収めた箱のことをいい、外枠を含めた外装をいう。

3 第1項第4号

第4号中「雨水等の浸入防止の措置」とは、筐体が日本産業規格（JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」）に規定するIP33以上の保護等級であること。

4 第1項第10号

「異常な高温」とは、過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度のこと。

第18 急速充電設備（第11条の2）

5 第1項第12号

「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、車両等の進入・退出方向に対し急速充電設備からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものなどがある。なお、必ずしも急速充電設備をアイランド上に設置することを要するものではない。

また、「樹脂製ポール」や「鉄製パイプ」のほか、「車止め」等が含まれる。これらの措置については、使用又は点検の妨げにならないように設けること。

6 第1項第16号

「蓄電池を内蔵している」とは、急速充電設備の筐体内に蓄電池が収納されているものを指し、主として保安のために設けるものを除く。

7 第1項第19号

「油ぼろ」とは、点検、清掃等の際に機械類の油や汚れをふき取った布のことをいう。